

令和5年10月13日（金）

# あさひの日だまり

NO.22

辰野町立辰野東小学校 文責 片桐

## ～音楽会の練習真っ最中です～

### お子さまの頑張りを応援してあげてください

校長室にいると校内のあちこちから歌声が聞こえてきます。体育館からは合奏の音色が聞こえてきます。いよいよ音楽会が来週に迫ってきました。子どもたちと先生方は一緒になってここまで自分のクラスの音楽を作ってくれました。体育館でその音楽を聞かせてもらうことに今からドキドキして緊張しています。

玄関で児童をむかえていると、特に休み明けなどはピアノを手にもって登校してくる児童がたくさんいます。「休み中練習したの？」と尋ねると「うん！」とうなずきながら答えてくれます。家で楽譜を見ながら一生懸命に練習をしている子どもたちの姿が目には浮かびます。傍らでそれを見守って下さっているお家の方の姿も目に浮かびます。そんな姿を思いながら「音楽会楽しみだね」と話しかけます。私の問いかけに「うん」と元気に返事を返してくれる児童もいれば、その一方で「練習いやなんだよね」と下を向きながら答えてくれる児童もいます。そんなときは「そうなんだね、先生も楽譜が上手く読めなくて音楽苦手だったからよくわかるよ」と話しています。

音楽が得意で、練習が楽しみな児童もいれば、楽譜を読むことも難しく、練習が苦痛な児童もいます。私は、その子なりに音楽を楽しみながら練習ができたなら素敵だなと思っています。高いレベルを目指す児童がいたらそれは素晴らしいことです。そして、音楽が得意ではない児童は、決して上手に歌ったり演奏ができたりはしなくてもいいので「自分なりに精一杯できたな」と満足できればそれが一番だと思います。

演奏の中にわからない部分を残したままステージに上るのはきっと心細いだろうと思います。わからないところがあれば「心配だから教えて！」と先生や友だちに声をかけて欲しいなと思っています。「頑張ればなんとか最後まで続けてできそうだな」という感じになってステージに上らせてあげたいと思います。もしご家庭でそんな不安をお子さんが話しているようなら「先生に相談してごらんよ」と声がけてあげてください。どうかよろしくお願いします。

音楽会当日は、ご来校いただき、ここまでのお子さんの頑張りをぜひともご覧頂ければと思います。隣の体育館にはモニターも用意します。画面は小さくて申し訳ないのですが、小さいお子さんともゆっくりご覧いただけるかと思いますがご利用ください。

前に立つ6年生とともに全校合唱練習をしました



## ～先生たちも勉強してきました～

### 勉強してきたことを生かして授業頑張ります



11日の水曜日は「教育課程研究協議会」という研究授業が上伊那全域で行われました。本校職員もそれぞれの会場へ赴いて終日授業作りに関する研修を行ってきました。私は中川東小学校で図画・工作の授業を参観させていただきました。その後の研究会で、私たちがさらに授業の技量を高めるにはどうしたらよいかの意見交換をしました。「さらにこういう点を工夫したらよいのではないか」と私も意見を述べながら、自分ができないていることに関して理想を述べている自分に気が付き、「言葉で語ることは簡単だけれども、果たして自分ができるかな」と不安になりました。午後は、講師の先生の指導のもと参加した先生方が自ら作品作りに挑戦しました。心から制作を楽しんでおられる先生方の姿に接し、子どもたちとこんなふう楽しい授業が作れたら素敵だなと思いました。そして、授業の技量をすぐに向上させることは難しくても、子どもたちと一緒に授業を楽しもうという気持ちだけは常に忘れないようにしたいと改めて確認するよい機会となりました。

## ～長野県教育委員会からのお願いが参りました～

新聞やテレビで報道されておりますように、現在長野県では教員不足が深刻です。この度、教育委員会から下のよ  
うなチラシが送られてまいりました。ぜひ地域の皆様にお知らせいただきたいということです。

私は教師という仕事をここまで勤めてきて、ブラックだとか長時間勤務が課題だとかいろいろな議論はありますが、  
こんな魅力的な仕事に出会えて本当に幸せだと思っています。そして、多くの方にこの思いをぜひ伝えたいと思っ  
ています。ご家族・ご親戚・ご近所・お知り合いに、教員免許を持っておられ、現場でのお仕事が可能な方がおられま  
したら学校までご連絡いただけたら幸いです。私から直接お願いのお電話を差し上げたいと思います。

突然のお願いで恐縮ですが何卒よろしくお願いいいたします。

教員免許を取得したことがある皆様へ

# あなたも先生に なりませんか

～学校であなたの力を生かしましょう・講師登録のご案内～

令和4年7月1日に改正教職員免許法が施行となり  
ました。

- ・ 施行日時点で有効な教員免許状（休眠状態※1のもの  
を含む）は、手続きなく、有効期限のない免許状となり  
ます。
- ・ 施行日前に有効期限を超過した教員免許状は失効とな  
りますが、有効期限のない免許状の授与を受けること  
が可能となります。※2

※1 有効期限がない免許を取得してから学校勤務をしたことがない場合をいいます。

※2 失効した免許状については、都道府県教育委員会に再授与申請を行うことで、有効期限の  
ない免許状を受けることが可能となります。

詳しくはお近くの教育事務所にお気軽にお問い合わせください。

○東信教育事務所

住所：〒384-0006 小諸市与良町 6-5-5 電話：0267-31-0250

○南信教育事務所

住所：〒396-8666 伊那市荒井 3497 電話：0265-76-6858

○南信教育事務所飯田事務所

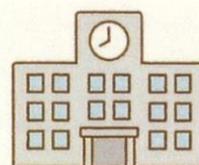
住所：〒395-0034 飯田市追手町 2-678 電話：0265-53-0460

○中信教育事務所

住所：〒390-0852 松本市大字島立 1020 電話：0263-40-1975

○北信教育事務所

住所：〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1 電話：026-234-9549



※県教育委員会ホームページに臨時的任用等希望申込書がありますので、印刷し必要事項を記入の上、  
上記の教育事務所へ郵送又は持参をお願いします。

長野県教育委員会義務教育課